



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 30 日 (火)
第 8 0 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等 の一部改正 (656) (指導管理課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (657) (障害福祉課) 2
	平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査の実施 (658) (子育て支援総室) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (659) (西部総合事務所県民局) 3
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 4
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (道路企画課) 5

告 示

鳥取県告示第656号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">取扱店舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>株式会社商工組合中央金庫</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取扱店舗	略		<u>株式会社商工組合中央金庫</u>	略	略		3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">取扱店舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>商工組合中央金庫</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取扱店舗	略		<u>商工組合中央金庫</u>	略	略	
名 称	取扱店舗																
略																	
<u>株式会社商工組合中央金庫</u>	略																
略																	
名 称	取扱店舗																
略																	
<u>商工組合中央金庫</u>	略																
略																	

鳥取県告示第657号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
整形外科	肢体不自由	深田 悟	東伯郡三朝町山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
内科、循環器内科	心臓機能障害	田中 光一	西伯郡大山町今在家475 大山町国民健康保険大山診療所
耳鼻咽喉科、頭頸部外科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害	中村 陽祐	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
循環器内科	心臓機能障害	加藤 雅彦	〃
整形外科	肢体不自由	山崎 大輔	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院

眼科	視覚障害	川口 亜佐子	〃
内科	呼吸器機能障害	北室 知巳	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
神経内科	肢体不自由	小松 英樹	鳥取市覚寺181 ウェルフェア北園渡辺病院

鳥取県告示第658号

平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査を行うので、鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の目的

この調査は、ひとり親施策の利用者を中心として、県内の母子、父子世帯等の生活実態及びニーズを把握し、施策の充実を図ることを目的とする。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 世帯の状況
- (2) 仕事の状況
- (3) 世帯の収入及び生活費の状況
- (4) ひとり親家庭になってから困ったこと
- (5) 行政施策、行政機関等の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

3 調査対象

この調査は、県内の母子世帯、父子世帯及び青年養育母子世帯のうち、母子世帯にあつては、2分の1の割合で抽出した世帯、父子世帯及び青年養育母子世帯にあつては、全世帯を対象として行う。

4 調査基準日

平成20年10月1日

5 調査期間

平成20年10月10日から同月24日まで

6 調査方法

児童扶養手当受給者資格者台帳その他の情報により抽出した調査対象に対して県が調査票を送付し、記入された調査票を同封した返信用封筒により県へ送付する方法で行う。

7 調査の集計

調査の集計は、県が民間委託により行う。

8 結果の公表

この調査の結果については、平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第659号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年

11月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年9月30日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人おりもんや
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小前 澄子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県米子市加茂町一丁目17
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人に対して、それぞれ個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適正に応じた福祉支援事業を行い、個々の可能性を引きだし、障がいのある人の自立と自己実現に寄与することを目的とする。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年8月22日付鳥取県告示第584号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

遠藤 賢一	西伯郡南部町上中谷字トウノ谷中2226
遠藤 和美	〃
村上 一男	〃
藤原 幸男	〃
西村 実蔵	西伯郡南部町大木屋字石原谷367
有限会社日興産業	西伯郡南部町下中谷字山神谷297の6
美保セメント建	〃

材工業株式会社	
有限会社日興産業	西伯郡南部町下中谷字山神谷297の7
美保セメント建材工業株式会社	〃
有限会社日興産業	西伯郡南部町下中谷字山神谷297の8
美保セメント建材工業株式会社	〃
秦野喜太郎	西伯郡南部町下中谷字山神294
江原神社	西伯郡南部町中字菖蒲谷山509の23
西岡熊治郎	西伯郡南部町大木屋字朽谷東385
西岡 誉治	〃
西村治三郎	〃
〃	西伯郡南部町大木屋字アラ田原416

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大木屋字河原田136、字小門谷751の6、751の7、753から755まで、757、758、東上字切塞奥1273の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 南部町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県道路台帳システム開発業務

(2) 業務の内容

本件業務は、道路法に基づいて管理している道路台帳等について、既存システムのデータを活用した上で、新たな道路台帳システムを構築するものである。

なお、選定された者が行う業務の概要は、次に掲げるとおりとし、詳細は鳥取県道路台帳システム開発業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案説明書（以下「企画提案説明書」という。）及び仕様書による。

- ア 計画準備
- イ 基本設計
- ウ 詳細設計
- エ データの整備
- オ システムの開発
- カ システムの導入及び設定
- キ 導入検証及び試験運用
- ク 機器等の調達
- ケ 研修

(3) 業務場所 鳥取市東町一丁目220ほか

鳥取県県土整備部道路企画課及び関係機関

(4) 履行期間 契約日から平成21年3月25日まで

(5) 予算額 20,904千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあつては(1)又は(2)、共同企業体にあつては(3)に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件（土木関係建設コンサルタント）

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成19年鳥取県告示第984号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有するとともに、その資格区分が土木関係建設コンサルタント業務に登録されている者（以下「土木関係建設コンサルタント」という。）であること。
- ウ 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、平成20年9月30日（火）から3の(2)の提案説明の日までの期間に含まれていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から参加表明書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。
- オ 平成10年度以降に完了した、地図を背景図として利用する道路台帳の管理に関するシステム又は公共土木施設の管理システムを構築する業務の実績（単純な既存資料のデータベース化は除く。以下「同種業務実績」という。）を1件以上有すること。

ただし、共同企業体の構成員として実施した同種業務実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。

カ 県内に入札及び契約締結の権限を有する本店、支店又は営業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者（土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するもの）を20名以上有すること。

(イ) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、同法第32条第1項の登録を受けている者（以下「技術士」という。）のうち、技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とする常勤の要員を30名以上有すること。

キ 県内に事務所等を有しない者にあつては、カの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ク 本件業務の実施期間中、本件業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者（以下「配置技術者」という。）として、次に掲げる要件を満たす常勤の技術者を、各1名以上（合計3名で、それぞれ兼任はできず、業務途中での変更はできない。）配置できること。ただし、配置技術者のうち、少なくとも2名は、配置技術者として従事した同種業務実績を1件以上有すること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門に限る。）又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち、専門とする技術部門を道路とするものに合格し、その登録を受けている者であること。

(イ) 技術士（総合技術監理部門（情報工学）又は情報工学部門に限る。）又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条の規定により実施される情報処理技術者試験に合格した者（以下「情報処理技術者」という。）であること。

ケ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 単独企業に関する資格及び条件（役務の情報処理サービス）

ア (1)のア、ウ、エ、オ、ク及びケに掲げる要件のすべてを満たす者であること。

イ 平成20年鳥取県告示第184号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年10月2日（木）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

ウ 県内に事務所等を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者（情報処理サービス業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するもの）を10名以上有すること。

(イ) 技術士（総合技術監理部門（情報工学）又は情報工学部門に限る。）又は情報処理技術者である常勤の要員を10名以上有すること。

エ 県内に事務所等を有しない者にあつては、ウの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

(3) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 共同企業体が、(1)又は(2)に掲げるそれぞれの要件を満たす2名以上の者により自主的に結成されたものであること。ただし、(1)のオに掲げる要件についてはいずれか一方の構成員が、(1)のクに掲げる要件については共同企業体が、要件を満たしていれば足りる。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員が、この公募型プロポーザルにおいて、単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

オ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

カ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書は、鳥取県道路台帳システム開発業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案説明書で定める評価項目ごとに、別に定める評価基準、評価方法に基づき、各委員が評価を行う。

(2) 企画提案書の提出後、提案者に別途通知する日に、配置技術者による提案説明を予定している。提案説明では、企画提案者による企画提案内容の概要説明、性能の実演等を行い、評価委員会等による企画提案書等の内容の確認・質問、業務理解度等について確認する予定である。なお、提案説明の不参加は、辞退したものとみなす。

4 最優秀提案者の選定

評価委員会における評価を元に県土整備部長が、最優秀提案者を選定する。また、最優秀提案者以外の者に

についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課企画調査係

電話 0857-26-7355

ファクシミリ 0857-26-7624

電子メールアドレス dourokikaku@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 企画提案説明書等の交付

企画提案説明書その他の資料は、平成20年9月30日（火）から同年10月9日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/roadkou/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成20年9月30日（火）から同年10月9日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、期間の最終日は、正午までとする。

イ 交付場所及び問合せ先

(1)に同じ。

(4) 参加表明書等の提出

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案説明書に基づき参加表明書その他必要となる書類（以下「参加表明書等」という。）を作成し、平成20年9月30日（火）から同年10月9日（木）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（期間の最終日は正午まで）に(1)の場所に提出すること。

(5) 企画提案書及び見積書の提出

ア 企画提案書の提出者として選定する者及び公募条件に適合せず企画提案書の提出者として選定しない者には、平成20年10月15日（水）までにその旨通知する。

イ 企画提案書の提出者として選定する者は、企画提案説明書に基づき企画提案書を作成し、見積書を添えて(1)の場所に提出すること。

ウ 企画提案書の提出期限は、アの通知において指定する。なお、企画提案書の作成期間は、通知の日から2週間程度を見込んでいます。

(6) 参加表明書等、企画提案書及び見積書の提出の方法

持参、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に提出すること。なお、郵便又は信書便による申込みは、参加表明書等にあつては(4)の提出期限内、企画提案書及び見積書にあつては(5)のウで指定する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(7) 最優秀提案者等への通知

最優秀提案者として選定された者及び最優秀提案者として選定されなかった者には、別途通知する。

6 参加に係る費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。

7 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

(1) 参加表明書等の提出

参加表明書等は、参加の意向及び参加資格を確認するものであって、参加表明書等の提出があっても、企画提案書の提出者として選定されるとは限らない。

(2) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 参加表明書等、企画提案書その他提出された書類（以下「提出書類」という。）は、返却しない。

イ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) その他

詳細は、企画提案説明書による。